

一般社団法人 埼玉建築士会

違反建築なくそう運動・法令説明会

## 浸水被害住宅の技術対応マニュアルについて

令和5年10月20日(金) 埼玉建産連研修センター 200 会議室

### >説明者

公益社団法人長野県建築士会 理事・防災委員長 湯本 和正 (前長野県建築士会 事務局長)

建築士会連合会 災害対策委員会 オブザーバー

浸水被害住宅の技術対策マニュアル作成 WG メンバー

一級建築士 (建築士会会員) / 長野県被災建築物応急危険度判定士 / 長野県被災宅地危険度判定士

### >災害支援活動経験

昭和 59 年	長野県住宅部施設課勤務 長野県西部地震災害文部省被災施設査定業務担当
平成 7 年	長野県住宅部建築指導課勤務 阪神淡路大震災後の応急危険度判定制度創設担当
平成 19 年	長野県北安曇地方事務所商工建築課勤務 新潟県中越沖地震応急危険度判定業務派遣
平成 23 年	長野県建設部建築指導課勤務 長野県北部地震発災時応急危険度判定主務担当
平成 26 年	長野県建設部都市・まちづくり課勤務 長野県神城断層地震被災宅地危険度判定総括担当
令和元年	長野県建築士会勤務 (事務局長) 令和元年東日本台風災害被災者相談業務従事

1

## 伝えたい 伝えてほしい

9/18“ぼうさいこくたい”  
説明資料から

## 技術対策マニュアル作成の思いと 過去の災害支援活動から学ぶべきこと

公益社団法人長野県建築士会 湯本 和正



令和元年東日本台風災害などの実体験から

2

## 被災者支援に求められる“重要”と思うこと

### ▶ 平常時からの“顔の見える”関係が災害時に活かされる



- ✓ 災害時に被災者支援体制を迅速に構築することは困難
- ✓ 組織や協定だけあっても災害時には機能しない
- ✓ 常に顔の見える関係を維持する仕組みづくりが重要

### ▶ 被災者・関係団体・自治体の顔の見える関係をつくる

- ✓ マニュアルは「ツール」、これを活かす顔の見える体制づくりが必要
- ✓ 組織内外に縦横無尽の“顔の見える関係”をつくる
- ✓ 災害だけではなく、普段からの情報交換や支援・協力が不可欠
- ✓ 仕組みを作りには経験者を中心としたキーマンが必要



3

## それぞれの立場に求められる重要なこと

### ▶ 災害時特有の制度や仕組みがあることを理解する

- ✓ 被災者、自治体、支援団体が最低限知っておくべきことがある
- ✓ 全てを知ることは不可能だが情報の存在とそのありかを知る
- ✓ 自治体が、常に住民や関係団体に情報発信することが重要
- ✓ 住民（被災者）が意識できる情報発信の工夫を



### ▶ 支援には発災後から段階的なステージがある



- ✓ 応急処置から本格復旧に向けた息の長い支援が必要
- ✓ 課題やニーズは常に変化し、支援には多様な課題や問題が生ずる
- ✓ 多様な被災者ニーズに対応できる専門家による支援体制が不可欠

4

## ▶被災者支援の“旗手”である自治体を支える専門家集団



- ✓被災者が災害時に安心し、期待を寄せるのは自治体である
- ✓災害時は自治体職員の業務は膨大となる
- ✓小規模自治体では、建築等の専門技術者がいない
- ✓自治体の被災者支援を支える専門家集団（組織）が必要



5

## 専門家集団（組織）だからこそできることがある

### ▶社会貢献（ボランティア）は個人では限界がある

- ✓建築士も個人で活動ができるがその範囲は限定的
- ✓災害時特有の技術・知識の共有、被災者アプローチなど組織だからこそ可能
- ✓組織のなかで個人の知識・技術が活かされ、また、吸収することもできる

### ▶組織だからこそ「社会貢献」の場を提供できる

- ✓建築士、建築関係団体は、社会貢献の使命を担っている
- ✓建築士会を始め建築関係団体は自らの思いを実現させる場である
- ✓組織率の低下は災害時の被災者支援の充実の観点からも憂慮される

**なくなることのない災害支援、誰のためでなく自分の思いを実現させる場として、“組織”そして“活動”に参画してほしい**

6

○本日の説明に当たって押さえてほしいこと

- ▶情報量が多すぎる それだけで頭がいっぱい
- ▶情報リストの確認と取れる場所（ありか）を知る
  - ・いざというときに探せばよい
  - ・情報は変わる その都度入手したほうが効率的
- ▶ただし、その情報の存在すら知らなければ 被災者支援の入り口には立てない
- ▶何が必要で、その情報がどこにあるかを把握しておくことが必要

○マニュアル活用に当たって

- ▶復旧技術以外は被災地の地域特性、自治体、支援団体の体制などによって異なる
- ▶マニュアルは、近年の水害対応の検証事例から取りまとめている
- ▶被災者支援の体制等に「答え」や「セオリー」はない
- ▶地域の実情に合わせ、創意工夫して創り出すために事例や教訓に学ぶことが近道
- ▶マニュアルと本日の説明は、その答えを出す参考としてほしい

7

災害に係る住家の被害認定基準の改正経緯（浸水被害関係）

R 元.10 以前			R 元.10 認定基準改定（各支援金額は別）			R3.3 認定基準改定（現在）（各支援金額は別）		
認定	水浸等	支援	認定	水浸等	支援	認定	水浸等	支援
全壊	床上 1.8m 以上	○被災者生活再建支援 (H10) 最大 100→300 万円 ○公費解体適用 (H8 ~?)	全壊	床上 1.8m 以上	○被災者生活再建支援 最大 300 万円 ○公費解体適用	全壊	床上 1.8m 以上 (半壊以上で解体した場合も同様)	○被災者生活再建支援 最大 300(基礎 100+加算 200)万円 ○公費解体適用
大規模半壊	床上 1m 以上 1.8m 未満	○被災者生活再建支援 最大 0→100→150 万円 ○応急修理(最近の改正) 52 万円 (H23) 54.7 万円 (H25) 56.7 万円 57.6 万円 (H28) 58.4 万円 ○公費解体適用	大規模半壊	床上 1m 以上 1.8m 未満	○被災者生活再建支援 最大 150 万円 ○応急修理 59.5 万円 (R1) 65.5 万円 (R4) ○公費解体適用	大規模半壊	床上 1m 以上 1.8m 未満	○被災者生活再建支援(修理時) 最大 150(基礎 50+加算 100)万円 ○応急修理 70.6 万円 (R5) + 被害拡大防止 緊急修理 5 万円 (R5) ○公費解体適用
半壊	床上 1m 未満	○応急修理 ※金額は上記に同じ ○公費解体適用	半壊	床上 1m 未満	○応急修理 59.5 万円 (R1) 65.5 万円 (R4) ○公費解体適用	半壊	床上 0.5m 以上 1m 未満	○被災者生活再建支援(修理時) 最大 50(基礎 0+加算 50)万円 ○応急修理 70.6 万円 (R5) + 被害拡大防止 緊急修理 5 万円 (R5) ○公費解体適用
一部損壊	床下浸水	上記支援なし	半半壊	床下浸水 (損傷割合による)	○応急修理 30 万円 (R1) 31.8 万円 (R4)	半半壊	床下浸水 (損傷割合による)	○応急修理 34.3 万円 (R5) + 被害拡大防止 緊急修理 5 万円 (R5) ○公費解体適用
			一部損壊	床下浸水 (半半壊に至らない)	上記支援なし	一部損壊	床下浸水 (損傷割合による)	上記支援なし

※全壊の場合は引き続き被災家屋に居住する場合は応急修理の対象となる場合がある。  
 ※応急修理の助成額は認定基準の改正とはリンクしない。(過去の金額は調べられる範囲で確認できたもの)  
 ※公費解体が半壊に適用されるか否かは、災害による被害の状況で判断される。過去には「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を回るための特別措置に関する法律」に基づき「特定非常災害」に指定された災害が対象となっている。ただし、令和 3 年 7 月の熱海市の土石流災害等例外的に適用されている災害もある。  
 ※最大支援金は、被災者生活再建支援法適用「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」の修理の場合、(基礎)基礎支援金、(加算)加算支援金を示しています。  
 ※令和 5 年 6 月告示「被害拡大防止緊急修理費用の助成 5 万円」発災直後、早急に屋根や外壁のブルーシート掛けなど、1 世帯あたり緊急修理 5 万円の助成が追加された。

8

## I 建築士会連合会が示す3つの災害対応資料

### > 建築士の災害対応(令和4年6月2日施行 改定版)

建築士会(建築士)が災害支援活動を行うことの理念と、活動の目的や内容を示した「要綱編」と連合会と単位建築士会の災害時の行動フロー等を示した「活動マニュアル編」から成ります。

特に災害発生時においては、建築士としての専門的な知識、技能を活かした多様な被災者支援や行政(自治体)への協力を活動のベースとしつつ、他の建築関係団体はもとより、被災者支援を行う建築以外の専門家との協働が求められること、また、広域防災に対応した広域支援活動の必要性が示されています。

加えて、「事前防災活動」として、平時からの様々な関係団体との「普段付き合い」を、自治体との災害時連携協定の締結や防災まちづくり活動を展開することにより推進することを提唱しています。

### > 建築士会事前防災活動指針(令和2年度 策定)

「建築士会の災害対応」における事前防災活動の奥義版として、平常時からの被災者支援活動のための体制づくりや具体的な被災者支援のための活動内容を10の項目に取りまとめ、各単位建築士会が災害時に被災者支援活動を実施できるよう促すとともに、水害を中心として、近年発生した水害において被災者支援活動を実施してきた岡山、長野等の単位建築士会における支援のための組織体制の構築内容を実際に行った相談活動の要領を資料として掲載しています。

### > 浸水被害住宅の技術対策マニュアル(令和4年度 策定) 水害対応

建築士会連合会の災害対策委員会が、近年頻発する水害(浸水被害)において、建築士や建築技術者、あるいは災害支援ボランティアが「浸水被害」に遭った住宅に対する応急的な処置方法等の技術的なアドバイスをを行うために、最近の水害被災者支援を実施してきた岡山、長野、神吉川、熊本建築士会の災害対策委員会等を中心に構成した「マニュアル作成ワーキンググループ」により作成したものです。

建築士等が水害被災現場で被災住宅の復旧支援において知っておくべき基本的な事項や発災から本格復旧に向けての注意点などを時系列で示して、現地で活用できる実践的なマニュアルとして取りまとめるとともに、住宅の復旧支援に向けた修繕等を行うために必要な事業者選定の仕組みや必要な修繕費用の概算事例の提示や修繕不要の概算を算出できる入力シートを示しています。

[建築士会連合会のホームページのトップ画面]



策定した3つの資料は、建築士会連合会ホームページのトップ画面のバナーから閲覧、ダウンロードできます。

9

## II 令和元年東日本台風災害の被害概況

令和元年10月12日に発生した令和元年東日本台風(令和元年東日本台風)は、台風としては初めて、また、「災害救助法」を適用しました。

**長野県の「災害救助法」適用市町村数**  
77市町村中 44市町村(最終43)  
最大福島県55、埼玉県48に次ぐ数

などで記録的な豪雨をもたらした、屋敷(10,000戸超)を超え、「令和元年東日本台風」を適用しました。震災を超えて過去最大の適用となった。



長野市長沼穂保での堤防決壊箇所

台風による豪雨で河川堤防の「たの」は、7つの河川の12か所、都道府県境を越える「越水」などで氾濫の被害、越水が相次ぎ、長野市内では長

**長野県の「被災者再建支援法」適用**  
全市町村(77市町村)  
宮城県、福島県、埼玉県、千葉県、茨城も同様

の決壊が確認されたほか、河川の水が堤防を破るなどの被害も発生しました。

長野県内77市町村のうち44市町村が適用対象となり、適用市町村数は、北海道(179)に次ぐ市町村の多い県3位 埼玉県(63)

長野県の市町村数 77市町村 R5.1.1現在

### > 住宅被害の概要(R3.9.9現在)

市町村	全壊	半壊
長野市	872	1,165
長野市以外	920	629
計	1,794	1,794

### > 応急的な住宅の提供状況(R3.9.1現在)

	公営住宅等		応急仮設住宅		計
	県営	市町村営	借上型	建設型	
長野市	12	12	297(52)	51(21)	372(73)
長野市以外	1	3	34	-	38
計	13	15	331	51	410
提供戸数累計	92	155	646	91	984

※入居期限は公営住宅原則1年、条件により最大1年延長可能。応急仮設は2年間

### > 応急修理の状況(R3.9.1現在)単位:件

	申込		完了	
	済	済	済	済
長野市	1,165	1,165	1,165	1,165
長野市以外	629	629	629	629
計	1,794	1,794	1,794	1,794



浸水した北陸新幹線車両基地



橋脚が落下した上田市別所線



浸水した飯山市役所 1階



流木が流れ込んだ長沼体育館

10